

令和2年 第11回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 11月30日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番	山口 裕三	2番	松井 正一郎	3番	松崎 久範
5番	上野 光正	6番	坂元 洋子	7番	幸妻 正浩
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進委員

1番	橋口 卓史	2番	坂本 実	3番	橋口 昌央
5番	永友 定己	6番	小嶋 秀樹	7番	坂本 幸
8番	宮越 美秋				

4. 欠席委員
なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第54号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第58号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美
(開会14時00分)

[事務局]

みなさんこんにちは。

(あいさつの声)

ただいまから、令和2年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
それでは会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

それでは、始めます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会
会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名
を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署
名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番松井正一郎委員、7番幸妻正浩委員を指名
いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指
名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日11月30日
の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、11月の業務報告についてでございます。

10日には、第4地区の非農地判断現地調査を行っております。

11月の総会関係でございますが、24日に現地調査を行い、本日30日が総会となっております。

なお、本日の総会後には、第2回高鍋町農業経営改善等対策会議が行われますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、12月の業務計画でございます。

明日、1日でございますが、青木地区の遊休農地解消についての説明会が行われます。

3日から4日にかけて、県女性農業委員連絡協議会特別研修会に坂元洋子委員が出席予定となっております。

12月の総会関係でございますが、21日に現地調査、25日に総会を行うこととし、総会に引き続き、第3回の高鍋町農業経営改善等対策会議が行われますので、よろしくお願いいたします。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページを御覧ください。県進達経過報告を申しあげます。

5条3件、11月6日付で許可となっております。

続きまして、4ページをお開きください。農地法第3条の3の規定による届出書については御覧のとおりです。御確認ください。

5ページをお願いします。農地法第3条による使用貸借契約における合意解約届出書については御覧のとおりです。御確認ください。

6ページをお開きください。農地法第3条による使用収益契約の合意解約届出書についてです。本日の議案第55号に関連しておりますので、御確認ください。

7ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。御覧のとおりになっております。本日の議案第57号に関連しておりますので、御確認ください。以上です。

[議長]

これらについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第54号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番、令和2年11月10日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番* 田 3, 837㎡ ほか2筆

2番、令和2年11月19日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番* 田 4, 012㎡ ほか1筆

3番、令和2年11月26日 貸渡し及び交換の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○*****番 田 1, 338㎡ ほか3筆

以上この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申出 担当委員 1番 橋口 卓史 推進委員

順番委員 7番 坂本 幸 推進委員

2番 売渡し 申出 担当委員 2番 坂本 実 推進委員
順番委員 8番 宮越 美秋 推進委員

3番 貸渡し及び交換 申出 担当委員 3番 橋口 昌央 推進委員
順番委員 6番 小嶋 秀樹 推進委員

よろしく願いいたします。

日程番号5、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、19ページをお開きください。

議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

地目 田 面積 2,957㎡ ほか13筆

譲渡人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、上野委員お願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは説明をさせていただきます。先ほど6ページで合意解約届出書というので御承認をいただいたところがございますけども、その関連であります。この許可を受けようとする農地は、農業経営基盤強化促進法というので、県の農業振興公社に所有権が移転されていた農地を以前から〇〇〇〇さん本人

が個人で借りて耕作をしておりましたが、経営規模拡大ということで、改めて公社から〇〇〇〇へ所有権移転を行うということでございます。

19ページから20ページにかけて水田14筆の面積で合計23,074㎡、2丁3反ですね。売買価格は諸経費込みで〇〇〇〇円程度となっております。

所在地につきましては22ページを開けていただきますと、22から23、25まで、22ページが右側が〇〇の集落です。その西側になります。塚があります。なんかお墓がある塚のところは1筆、それから23ページがこれは〇〇なんです。右上が〇〇。〇〇から西側に入ったところ。それから24ページが、これ縦の道路が〇〇に行く道路、下は〇〇。〇〇の〇〇橋に行く道路沿いの道路から左に入ったところ三角が1筆あります。それから右側が25ページが〇〇の〇〇。西側がというふうにここは筆が多いんですがあります。合計7団地分散しておりますが、確認しましたところすべて耕運が同じ日にされたような感じで、耕運がされてあるということを確認いたしましたので、申し添えさせていただきます。以上です。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。
推進委員6番。

[推進委員6番]

ございません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。28ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。
農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

〇〇〇〇は平成〇〇年〇月に設立された農地所有適格法人でございます。申請地では、水稻を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率

的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20ページをお開きください。

2番 無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

地目 田 面積 452㎡ ほか11筆

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、坂元委員お願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの親子間の贈与になります。〇〇〇〇さんは、早期水稻、キャベツ、白菜を栽培されている認定農業者です。今回の贈与は田が8筆、畑が4筆の計12筆となります。

現地を確認したところ、田については〇〇南側から〇〇までの水田地帯にあり、いずれもキャベツが栽培されておりました。畑については、4筆とも〇〇の台地にあり、県道〇〇線の〇〇坂を上がりきった付近にある3筆ではキャベツと白菜が、〇〇の近くにある1筆では白菜が栽培されておりました。以上で説

明を終わります。審議をお願いします。

[議長]

はい。推進委員から補足する事がありましたらお願いします。
推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

ありません。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

はい。29 ページをお開きください。農地法 3 条調査書を付けております。
農地法 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇地区及び〇〇において水稻、キャベツ、白菜を栽培しており、今回の申請は贈与であり、申請地において水稻、キャベツ、白菜を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

30ページをお開きください。

議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」
です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 75㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅の一部及び駐車場の一部です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは、御説明申しあげます。農地法の第5条第1項の規定による許可申請となっております。場所は32ページをちょっと見ていただきますと、下を通ってるのがこれ県道の〇〇線沿いの〇〇地区に〇〇がありました。〇〇の高鍋出張所があります。道路越しに〇〇とかあるんですが、〇〇は現在、建物が取り壊されて空き地になっております。そのすぐ北側が該当地ということになっております。この32ページの色が付いてる三角のところであります。

当地区は33ページを見ていただきますと、ちょっと字が細かいんですが、大字〇〇字〇〇の****番の*畑の75㎡ということで、〇〇〇〇さん名義となっております。それと譲受人〇〇〇〇さんの父親が自分名義の隣接地であります。****-*このひよろ長いとこ、それと右側にかすかに地番がありますけど、****番の*と交換をしようということで、平成10年頃交換の合意をされておったんですけども、名義を変えないままにこの****-*に駐車場にしてその後建物を建てられておるようであります。

この度当該地が農地法の許可を受けずに農地のままであるということが判明

をいたしました。今後とも宅地として活用して行きたいということで、農地法の5条の申請が出ております。なお、無断転用ということで、始末書も出されております。当該地の汚水処理は、合併浄化槽を設置しております。雨水は地下浸透といたします。

隣接地と同積及び等価交換と登記をする予定であります。売買価格は発生しないということであります。

ちょっとあの地番が見にくいんですけども、以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、第二種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象となっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程番号7、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 676 m² ほかに4筆
所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
所有権の移転を受ける者 ○○○○
担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定事項に伴う所有権設定の説明いたします。公益社団法人 宮崎県農業振興公社から○○○○さんへの所有権移転の申請です。

申請地は○○○○****番、676 m²、また****番*、722 m²、続いて****番*、612 m²、****番、4,076 m²、****番、2,252 m²延べ面積8,338 m²。

現地は○○の○○があり、西に直線距離200m離れた畑で1枚に整備されており、牧草が管理されておりました。○○○○さんは認定農家です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

1番。

[1番]

値段はいくらだったのでしょうか。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

値段は、私の調査では分かっておりません。申し訳ありません。

[議長]

事務局お願いします。

[事務局]

はい。全部で〇〇〇〇円です。

[議長]

そのほか御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 372㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の有償移転です。〇〇〇〇さんは、ハウスきゅうり、ピーマン、早期水稲などの栽培をされております。

申請地は、〇〇から東へ350mほど行ったところの農地で、現地を確認したところ、ハウスにきゅうりが作付されておりました。

金額は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 728㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明いたします。〇〇〇〇さん、今は亡くなっておられるんですが、から〇〇〇〇さんへの所有権の有償移転です。

〇〇〇〇さんは先ほど説明したのと同じです。

申請地は、〇〇から北へ200m行って、それから2筆ありまして、1か所は〇〇から100m行ったところの南側と1筆は〇〇から200m北へ行って、東へ200m行ったところの農地で、現地を確認いたしましたところ、ロータリーがかけてありました。

金額は併せて〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。
御意見、御質問はございませんか。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい。2番。

[2番]

ちょっとした疑問なんですけど、所有権を移転する者住登外というのは住所
が登録されちよらんとこと、町外者とか。

死んじよるからていう意味ですか。

[事務局]

はい。

[議長]

事務局。

[事務局]

はい。御説明いたします。今回の農地なんですけど、相続人があることが明らかでないときっていうケースになるんですけど、これが法定相続人が存在しない場合と、相続人が存在するけれども、相続の放棄などがあってる場合を指します。こちらに書いてあるとおりの表記の仕方が登記名義人になっているんですけど、実際はもちろん亡くなっている方なので、裁判所が財産管理人を指定して動いております。ただ、あくまで生きていたれかの持ち物ではないので、これが財産としての表記ということで、住所はございません。よろしいで

しょうか。

[議長]

はい。1番。

[1番]

これ〇〇〇〇さんは亡くなったんだけど、その親戚とか子供とかそういうのは一切いなかったってということですか。

[議長]

はい。事務局。

[事務局]

はい。私の知る限りでは親戚がいらっしゃるので、おそらく相続放棄をされたと考えております。

[議長]

5番。

[5番]

このときの売買代金は供託かなんかになるんですか。

[議長]

事務局。

[事務局]

はい。すみません。供託ってなんですか。

[5番]

裁判所に預ける。

[事務局]

そうですね。財産の今清算に入っているところで、管理人としては、司法書士の先生が付いてます。

[5番]

はい。分かりました。

[議長]

はい。推進委員5番。

[推進委員5番]

今の件なんですけど、その〇〇〇〇さんは〇〇に勤めておられたんですけど、亡くなってすぐ奥さんにこの財産のあれを話されたときに、嫁さんはもう放棄するということで全部を。そういう話は伺っております。

[5番]

息子がおるがね。

[推進委員5番]

そうそうそうそう。息子が納得したていう話聞いたがね。

[議長]

はい1番。

[1番]

これ放棄したっていうことは、この〇〇〇〇っていうのはどこに行くんですか。

[議長]

事務局。

[事務局]

はい。すみません。きちんと確認はしてないんですけど、司法書士の先生からお聞きしてる分では残ってる財産、他の財産の処分をするに当たっていろいろ経費が掛かるので、そちらに充てて行くというふうに聞いています。

[5番]

財産管理人は司法書士なら司法書士で決めて、負債を差し引いたりいろいろするんですよ。

[1番]

司法書士さんがこの手数料としていただくという意味に取っていいんですか。

[事務局]

その分にも充てられるとは思いますが、すべてが終わって残った分がどうなるかっていうのの確認まで、すみません私知識不足で今ここで間違ったことを答えるといけないので、またお調べしてお答えするということでよろしいでしょうか。

[1番]

はい。

[議長]

そのほか何か質問等はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 987 m²

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明いたします。先ほどと同じので○○○○さんです。○○○○さんから○○○○さんへの所有権の有償移転です。○○○○さんは白菜、キャベツなどを栽培されております。

申請地は、先ほどの○○○○さんの農地の北側です。現地はロータリーがかけてありました。

金額は○○○○円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5 番 農地の所在 大字○○字○○****番*

田 304 m²

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。これも先ほどと同じ〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。〇〇〇〇さんはキャベツ、白菜、お茶などの栽培をされております。

申請地は、〇〇から東へ 100m、そこから南へ 200m ほど行った突き当たりの〇〇〇〇さんの家のすぐ裏の農地です。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1 番の案件につきましては、利用権を設定する者が私であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、この案件に関する議事に参与することができません。

議事の進行を、幸妻副会長にお願いいたします。退室いたします。

(坂本弘志委員退室)

[副議長]

私で進めさせていただきます。

それでは 1 番の案件について、事務局側より説明をお願いいたします。

[事務局]

はい。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 369㎡ ほか19筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[副議長]

どうぞ。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんへの親子間の利用権貸借になります。今回は息子さんの〇〇〇〇さんに経営移行するための案件で、息子さんの〇〇〇〇さんはハウスきゅうりを中心に早期水稻を栽培される認定農業者でもあります。ちょっとどこそこありますので、資料の番地と照合しながら現状も言いながら説明して行きたいと思います。

1番最初に上にある****-*になるんですけども、〇〇から東へ300m行ったところから、ちょっと北に中に20mほど行ったところにございます。現状は水田なんですけども、入口また水の取入口も何も無いようなところなので、水田としては利用できず、今のところは果樹園として柿の木を植えてありました。

その後、2番目の****-*、これ宅地になるので、これは飛ばして、****-*、413㎡と、****-*、261㎡なんですけども、この3つは自宅の周辺です。すぐ周りと少ないところの413と261㎡に関しては、高速道路に引っかけた水田の残りになります。両方とも三角の形になっております。自宅の周りなので、庭木とまた家庭菜園等などが植えてありました。

それと****-*、****-*もほんのわずかなんです。これも高速道路の引っかけた高架下でほんのちょっと残っていました。そこは草を刈りながら、自己管理をしているような感じでありました。それから、****、****-*、この分に関しては自宅から〇〇方面に80mほど行ったところにございます。ちょっと北側のすぐ下になるんですけど、道路のすぐ下になるん

ですけれども、そこは水田として活用されていて、ロータリーがかかれてきれいになっておりました。

次のページの****-*が今説明したところの横になるんですけども、そこも水田として活用されていて、ロータリーがかかれていました。

それから****から****までの全部下の最後まで、そこはハウスが建っております。現状は以上でございます。

期間は10年で、親子間なので賃借料はございません。以上です。

[副議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

ここで御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

はい。全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、坂本会長は、議長席へお戻り下さい。

(坂本弘志委員入室)

[議長]

それでは始めます。開会します。

2番の案件につきましては、利用権を設定する者が、橋口昌央推進委員本人である案件ですので、高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央推進委員は、退室をお願いします。

(橋口昌央推進委員退室)

それでは2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 869㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。〇〇〇〇さんは白菜、キャベツ、お茶などを栽培されております。

申請地は〇〇地区の〇〇のすぐ北側の樹園地です。現地を確認したところ樹園地でした。

金額は年間10a当り〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定しました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻り下さい。

(橋口昌央推進委員入室)

それでは3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 357 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。○○○○さんと○○○○さんとの利用権の新規設定です。○○○○さんは白菜、キャベツ、飼料稲などを栽培されております。

申請地は、○○地区の○○のすぐ東側の農地です。

期間は10年間で、金額は10a 当り○○○○円です。以上です。

[議長]

はい。4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4 番 農地の所在 大字○○字○○****番

畑 4, 483 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。○○○○さんと○○○○さんとの利用権の新規設定です。この場所は先ほどの申請地のところの隣の農地であります。やはり○○の前。期間は10年間で、金額は10a 当り○○○○円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。〇〇〇〇さんは白菜、キャベツなどを栽培されております。

申請地は、〇〇から西へ250m行ったところの農地であります。現地を確認したところキャベツが作付されておりました。

期間は10年間で、金額は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 5, 765㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。〇〇〇〇さんは先ほどと同じです。

申請地は、〇〇地区の〇〇から北へ 100m、そこから東へ 100m 行ったところの農地です。現地にはキャベツが植えてありました。

期間は 10 年間で、金額は 10a 当り年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 369㎡ ほか 19 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。申請地は〇〇字〇〇****番 369㎡、****番*、99㎡においては 10 号線を〇〇先から東に入り、〇〇東側に位置しています。

また、字〇〇****番*、406㎡、****番*、779㎡はそれより南に 200m 行った〇〇西側に位置しています。

また、字〇〇****番*、249㎡は、更に南に 200m ほどに位置し、****番、515㎡はそれより更に南に 1km ほど離れたいずれも水田で早期

水稻を刈った後、耕運管理されておりました。

続いて、****番*、261㎡は〇〇〇〇さん宅東側の敷地前に家庭菜園らしきものが植栽されており、農地として管理されておりました。

続きまして10号線〇〇西側に位置しております。〇〇****番*、173㎡においては早期水稻作付のあと耕運されておりました。また並び****番*、273㎡、****番*、466㎡、****番*、482㎡、****番*、489㎡、****番*、495㎡、****番*、459㎡、****番*、479㎡、****番*、509㎡、****番*、595㎡、****番*、221㎡、****番*、492㎡、****番*、183㎡のいずれにもハウス施設が整備されており、ピーマンと思われる作物が作付されておりました。

貸借料は親族関係で発生しておらず、耕作期間は10年と設定されているようです。以上、報告といたします。

[議長]

はい。8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 448㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。申請地は大字〇〇字〇〇の2筆で〇〇から北へ100mほど行ったところの農地です。****番が448㎡、****番が479㎡、今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんはその前後の農地も作っておられまして、現地を見たところ飼料稲が刈り採られた状態でした。また、賃貸は無償ということで、期間は5年間だそうです。以上です。

[議長]

はい。9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 834㎡ ほかに1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの契約期間満了に伴う更新です。

農地は〇〇の〇〇前の〇〇の****番と東側の****-*の2筆です。契約期間は5年ということです。

〇〇前は雑草が刈ってありました。東側は約150mくらい入ったところなんですけども、農地は耕運作業がされてありました。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 3,141㎡ ほかに15筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番、説明いたします。○○○○様と○○○○様との無償での利用権の移転です。○○○○様は認定農業者です。これまで○○○○様の娘さんの○○○○様が貸借契約を結んでおられましたが、離農されたので今回の申請となっております。○○○○様と○○○○様は親子です。

申請地は、田は自宅の 500m 圏内にまとまってあります。畑は○○○○さんが経営する○○があります。それから南に 200m くらいのところで田も畑も収穫を終えてきれいにロータリーがかけてありました。作物は田は食料米、畑は加工芋だということでした。

契約期間は 10 年です。以上です。

[議長]

はい。11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11 番 農地の所在 大字○○字○○****番

畑 5,939㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権設定です。申請地は〇〇〇〇****番。〇〇から西に直線距離 3 0 0 m ほど離れた 5, 9 3 9 m²ほどの畑です。

耕作者の〇〇〇〇さんは認定農家でお茶の栽培から製造までされております。現地を確認したところお茶の樹園地として管理されてました。

貸借料は 1 0 a 当り〇〇〇〇円。期間は 5 年間ということです。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 1, 2 1 3 m² ほか 2 筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権設定です。申請地は〇〇〇〇****番、1, 2 1 3 m²、〇〇****番*、1, 9 8 1 m²、****番*、5, 5 4 2 m²、延べ面積 8, 7 3 6 m²。

現地は先ほどの申請地と隣り合わせで、耕作者の〇〇〇〇さんは説明したとおり、認定農家でお茶の栽培から製造までされています。現地を確認したところお茶の樹園地として管理されておりました。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 9,803㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇にある、町の〇〇がございますが、すぐ横にございます。現状はお茶が植えてありました。

期間は1年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1,239㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇の前の10号線を50mほど上ったところの右側、北側でございます。現状はお茶が植えてありました。2筆ございますけども、これ連なっており、細長くある場所なので、同じところでございます。

期間は5年で、賃借料はございません。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 2, 285㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇のある〇〇が行われる場所から南へ100mほど行ったところに1筆と、もう1つは〇〇から西側へ100mほど行ったところから右に20mほど行ったところがございます。現状は2つともお茶が植えてありました。

期間は1年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 2, 465㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇があるところから南へ100mほど行ったところの左側でございます。現状はお茶が植えてあります。

期間は5年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 1, 651㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、今先ほど説明したところのすぐ横でございます。現状はお

茶が植えてありました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 854㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇があるところから西へ50mほど行ったところに1筆と、もう今は亡くなっているんですけども、〇〇〇〇さんの牛舎があるところのすぐ横でございます。どちらとも現状お茶が植えてありました。

期間は1年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 431㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい、8 番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇が行われるところから西へ 150m ほど行って、北へ 200m ほど行ったところにございます。現状はここもお茶が植えてありました。

期間は 1 年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

20 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20 番

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 183 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は〇〇前の 10 号線を 150m ほど上がったところの右側にございます。現状はお茶が植えてありました。

期間は 5 年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

21番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 6, 298㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい、8番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇が行われるところから50mほど行き、北の方に20mほど行ったところにございます。現状はお茶が植えてありました。

期間は1年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

22番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 069㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、先ほど説明したところからちょっと中に北の方に行ったところに 2 筆ともございます。現状はお茶が植えてありました。

期間は 5 年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。次の 2 3 番から 3 1 番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者については省略しますので御了承ください。

2 3 番の案件につきましては、利用権を設定する者が、橋口卓史推進委員本人である案件ですので、高鍋町農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、橋口卓史推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口卓史推進委員は、退室をお願いします。

(橋口卓史推進委員退室)

それでは、2 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 1 3 1 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使っ
ての利用権の設定です。申請地は、〇〇地区の〇〇の東側の農地です。耕作者は、
〇〇〇〇さんです。現地を確認したところキャベツが植えてありました。

期間は10年間で、年間10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口卓史推進委員は、席へお戻り下さい。

(橋口卓史推進委員入室)

続きまして、24番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 633㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇様と県農業振興公社との農地中間管理
事業を活用しての新規での利用権設定です。申請地は、〇〇より北西に150m

ぐらいのところですか。耕作者は〇〇〇〇さんで、期間は10年で、反当〇〇〇〇円です。〇〇〇〇円です。ごめんなさい。

[議長]

はい。続きまして、25番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 267㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番説明いたします。〇〇〇〇様と県農業振興公社との農地中間管理事業を活用しての利用権の設定です。申請地は、〇〇の北に50mぐらいと西200mぐらいのところに3か所ありました。

期間は10年で賃借料は反当り〇〇〇〇円です。現地確認をしたところ、水稻が収穫された後でした。以上です。

[議長]

はい。26番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 223㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。申請地は大字〇〇地区の 1 筆で、〇〇から北西へ 1 0 0 m ほど行った農地です。来年からの耕作者は〇〇〇〇さんです。現地を確認したところ、まだ雑草が生えた状況でした。

また、賃貸は 1 0 a 当り〇〇〇〇円で、期間は 1 0 年間だそうです。以上です。

[議長]

2 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 9 9 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇があるところから西へ 1 5 0 m ほど行ったところにございます。現状はブロッコリーが植えてありました。

期間は 1 0 年で賃借料は〇〇〇〇円です。耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

28番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 2, 215㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。先ほど説明しました申請地はすぐ並びに同じところにブロッコリーが植えてある状況でございました。耕作者の方は、私のすべての公社との案件が〇〇〇〇さんなので、後の案件は省略させていただきます。

期間は10年で賃借料は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。29番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。29番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 650㎡ ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。申請地は、〇〇〇〇さんの鶏舎がありますすぐ南側に申請地はございます。現状は、ロータリーがかかれた状態できれいにされていきました。

期間は10年で賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

30番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。 30番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 1, 164 m²
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明いたします。〇〇〇〇さんと公社との中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。申請地は〇〇にある町の〇〇から北へ50mほど行ったところがございます。現状はブロッコリーが植えてありました。

期間は10年で、賃借料はございません。以上です。

[議長]

31番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。 31番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1, 935 m² ほか1筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介しての契約です。

場所は〇〇の〇〇左側の入り込みから約 3 0 0 m 入ったところの右側にあります。〇〇の〇〇手前の農地となっております。

期間が 5 年で、1 0 a 当り〇〇〇〇円となっております。現場を見たところ〇〇が植え付けてありました。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

3 番から 2 2 番まで、及び 2 4 番から 3 1 番までの案件について、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

3 番から 2 2 番まで及び 2 4 番から 3 1 番までの 2 8 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号 8、議案第 5 8 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

て」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。今月は幸妻委員と坂本実推進委員の担当地区、4地区において、11月10日に現地調査を実施して、非農地と判断いただきました49筆28,750㎡を議案にあげております。

また、議案の54ページの10番と57ページの42番、43番、44番につきましては、幸妻委員と御家族の方の名義の農地がございましたので、隣接で5地区の松崎委員と橋口卓史推進委員に現地調査をお願いいたしまして、非農地と判断いただき議案に上げております。

場所は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇になります。

それでは、説明いたします。

議案は54ページの1番と2番、航空写真は59ページになります。

右下に見えます緑色の部分が〇〇になりますが、その付近と真ん中の上に見えます、白い建物が〇〇の〇〇〇〇さんの自宅でその付近になります。

続きまして、議案は54ページの3番から6番、航空写真は60ページになります。

右下から左上に見える道路が県道〇〇線で右下に〇〇があります。そこから北に100mくらいのところに4筆ございます。

続きまして、議案は54ページの7番から12番、55ページの13番から16番、航空写真は61ページになります。〇〇の住宅地に入って、左折した南の山林の境界辺りになります。

続きまして、議案は55ページの17番と18番、航空写真は62ページになります。先ほどの61ページの航空写真のさらに西になります。

続きまして、議案は55ページの20番と56ページの30番、航空写真は

ちょっと1ページ飛びまして、64ページになります。右に見えるまず建物と駐車場が〇〇の〇〇で左側が〇〇になります。それぞれその付近になります。

続きまして、議案は55ページの19番、21番、22番、航空写真はまた1ページ戻りますけど、63ページになります。先ほどの64ページを更に進んだ辺りになります。

続きまして、議案は55ページの23番、24番、そして、56ページの25番から29番と57ページの38番と40番になります。航空写真は65ページになります。

先ほどの63ページを更に進んだ辺りになります。

続きまして、議案は56ページの31番と32番、航空写真は66ページになります。真ん中辺りに見える道路が県道〇〇線で、右下に見えるのは〇〇になりますが、その一帯の一部になります。

続きまして、議案は56ページの33番、航空写真は67ページになります。66ページを更に東に進んだところになります。

続きまして、議案は56ページの34番、航空写真は68ページになります。写真右下に見える建物は、〇〇〇〇さんの住居及び牛舎で、そこから北西200mのところになります。

続きまして、議案は56ページの35番、航空写真は69ページになります。航空写真の上にある橋が〇〇橋で、その橋を渡った左側になります。

続きまして、議案は56ページの36番、航空写真は70ページになります。高速道路の下に見える赤い屋根の建物が〇〇〇〇さん宅で、その住居北側付近になります。細いんですけど、36番と付箋があつて調査番号383と書いてあり、細いところになりますが、そこになります。

続きまして、議案は57ページの37番と39番、航空写真は71ページになります。〇〇と〇〇から、南に50mくらいのところになります。

続きまして、議案は57ページの41番から44番、航空写真は72ページになります。〇〇の南東のあたりになります。

続きまして、議案は57ページの45番から48番と58ページの49番、航空写真は73ページになります。〇〇と〇〇の間の谷間になります。

続きまして、議案は58ページの50番から58番、航空写真は74ページの最後のページになります。〇〇、〇〇ですけど、西側の9筆になります。

以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和2年第11回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。御苦労様でした。

(閉会 15時25分)

高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 2 番

署名委員 7 番